

## 第3章 避難行動要支援者個別計画の作成

### 1 個別計画作成の目的

災害の発生時や災害の可能性が高まった際には、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施しなければなりません。そのためには、避難支援を要する一人ひとりについて、誰が支援し、どこの避難所等へ、どんな方法で避難させるかをあらかじめ定めておく必要があります。個別計画は、平常時からいざというときのための事前把握をしておくものです。

### 2 個別計画の作成

避難行動要支援者同意者名簿に登録された避難行動要支援者情報をもとに、市は民生委員・児童委員、自治会（自主防災組織）等の協力を得ながら、一人ひとりについて個別計画の策定を行います。

個別計画は、避難行動要支援者及び避難支援者等が、避難行動要支援者本人に必要な支援内容を認識するための手段であることから、避難行動要援護者またはその家族等とともに、打合せをしながら必要事項等を記載して作成します。また、避難支援者は安否確認や避難所までの支援を実施することから可能な限り近隣者での確保に努めるものとします。

《様式⑥参照》

### 3 個別計画の共有、管理

個別計画の原本は市担当課が保管し、副本は各地域における取り組みに応じ、避難行動要支援者を支援する関係者間で共有するものとします。

### 4 個別計画の確認、修正

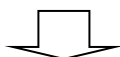
避難行動要支援者及び避難支援者は、迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに個別計画の内容について、事前に確認するとともに、内容に変更がある場合には、個別計画を随時修正し、正しい情報に更新するものとします。

なお、個別計画を修正し、正しい情報に更新した場合は、必ず市に届け出るものとします。

## 個別計画作成フロー図

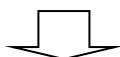
### 避難行動要支援同意者名簿を提供（社会福祉課）

避難行動要支援同意者名簿を市から避難支援等関係者に提供  
（民生委員・児童委員、自治会、警察、消防、地域包括支援センター  
指定相談支援事業者、市社会福祉協議会）



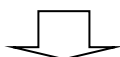
### 個別計画の作成（社会福祉課）

避難行動要支援同意者名簿登載者一人ひとりについて民生委員・児童委員、  
自治会等の協力を得て個別計画を作成



### 個別計画の取りまとめ・保管（社会福祉課）

個別計画原本を市で保管



### 個別計画を避難支援等関係者に提供

避難行動要支援者本人と民生委員・児童委員、自治会、避難支援者には該  
当する個別計画（写）を提供